

公益社団法人愛知県畜産協会
家畜防疫互助事業業務方法書

平成27年6月8日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人愛知県畜産協会定款（以下「定款」という。）第5条第3項に基づき、公益社団法人愛知県畜産協会（以下「本会」という。）が行う家畜防疫互助事業（以下「互助事業」という。）に係る業務に関する基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 本会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）、公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）及び関係団体との緊密な連携のもとに、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

(事業の趣旨、内容及び仕組み)

第3条 家畜の伝染病のうち、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ及び豚コレラ（以下「交付対象疾病」という。）の発生は、畜産経営に極めて重大な影響を及ぼす。万一、これらの交付対象疾病が発生した場合に備え、発生農場が経営再開までに必要な経費等を生産者が相互に支援することにより、防疫措置の円滑化及び異常発見時の早期の届出を促すことが必要である。

このため、本会は、家畜防疫互助基金支援事業実施要綱（平成24年3月29日付け23農畜機第5208号。以下「要綱」という。）に基づき、交付対象疾病に伴い家畜の殺処分等を行った畜産経営体を支援するための互助金の交付を行う事業を実施することとし、もって我が国畜産の安定的な発展に資するものとする。

- 2 本会は、交付対象疾病の発生時における家畜の殺処分等を行った畜産経営への影響を緩和するため、本会と家畜防疫互助金交付契約（以下「交付契約」という。）を締結した畜産経営体（以下「事業参加者」という。）であって、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第32条の規定に基づき、家畜の移動等の制限等が実施された区域及び当該区域外にあって家伝法第14条第3項の規定に基づき家畜の隔離を指示された区域（以下これらを「移動制限区域等」という。）が解除された農場において経営再開等を行う事業参加者に対し互助金を交付に要する資金に充てるための生産者基金を中央畜産会に造成するものとする。
- 3 本会は、交付対象疾病が発生した場合に互助金の交付単価を認定する互助金交付認定委員会の開催及びこれに必要な現地調査等を行うものとする。
- 4 本会は、互助事業の業務を推進するため、愛知県を区域とする推進会議の開催、事業の普及、指導及び連絡調整等を実施するものとする。

(事業実施期間)

第4条 この事業の実施期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までに對する互助金の交付を完了するまでとする。

第2章 家畜防疫互助事業

(契約締結の相手方)

第5条 本会の区域(愛知県の区域)内の牛及び豚(いのししを含む。以下同じ。)の飼養者であつて、交付契約締結時点において、家伝法及び家伝法第12条の3の規定に基づき定められた飼養衛生管理基準を遵守している事業参加者は、本会と交付契約を締結するものとする。

2 本会は、家伝法第12条の6の規定に基づき都道府県知事から家畜の飼養に係る衛生管理の方法について改善すべきことの勧告又は当該勧告に係る措置をとるべきことの命令を受けた者(その改善が図られていることが確認された者を除く。)とは、交付契約を締結できないものとする。

(交付契約の申込み及び締結)

第6条 交付契約の申込みは、第5条に規定する牛及び豚の飼養者が、本会が別に定める方法により、本会に対し行うものとする。

2 本会は、事業参加者と本会が別に定める家畜防疫互助金交付契約書により、交付契約を締結するものとする。

なお、互助事業に継続して参加を希望する事業参加者であつて、平成27年7月31日までに交付契約を締結した場合は、契約の開始日を平成27年4月1日とすることができるものとする。

3 本会は、前項の規定により申込みを受けたときは、遅滞なく、当該申込みをした者と交付契約を締結するとともに、本会は、その締結状況を都道府及び中央畜産会に対し報告するものとする。

(交付契約の契約の区分)

第7条 本会は、豚については次に掲げる事業参加者の区分に応じ、契約の区分(以下「契約区分」という。)を設けるものとする。

(1) 常時雇用する従業員(事業主と生計を一にする者を除く。)の数が1人以上の養豚業を主たる事業とする事業主又は会社(以下「企業型」という。)

(2) (1)以外の者(以下「家族型」という。)

2 事業参加者は、企業型の要件に該当する場合であっても、家族型の契約区分により交付契約を締結できるものとする。

3 事業参加者は、契約期間中、毎年度1回を限度として(第4項に該当する場合を除く。)、契約区分を変更することができる。この場合、新たな交付契約を締結するものとする。

4 本会は、企業型の契約区分で契約した事業参加者から互助金の交付申請があつた場合において、当該事業参加者が、企業型の契約区分の要件を満たしていないときは、家族型の契約区分への変更を行うものとする。

(契約対象農場)

第8条 契約の対象となる農場（以下「契約対象農場」という。）は、交付契約締結時点において、移動制限区域等の外に所在していなければならない。

(契約の対象となる家畜)

第9条 交付契約の対象となる家畜は、事業参加者が飼養する牛及び豚とし、いずれも本会の区域内で飼養されるものとする。

(契約対象頭数)

第10条 契約対象頭数は、事業参加者が飼養する別表1の家畜の種類、契約区分及び家畜の区分（以下「家畜の種類及び区分」という。）ごとに、契約期間における事業参加者の契約対象農場ごとの見込頭数とする。

2 事業参加者は、交付契約締結後において、契約対象家畜の見込頭数等を変更したい場合には、本会が別に定める方法により、手続きを行うものとする。

(契約の解除)

第11条 本会は、事業参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知又は催告をすることなく契約を解除することができるものとする。

(1) 家伝法に違反する行為を行ったとき。

(2) 家畜防疫互助金交付契約申込書兼同意書又は第17条に定める交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(3) 第13条に定める期日までに事業参加者が納付すべき生産者積立金の納付がなかったとき。

(4) 第20条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。

(5) その他、契約に定める義務に違反したとき。

(6) 理事会において、やむを得ない事由があると認められたとき。

(7) 事業参加者（この号においては、その代表者又は役員等を含む）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団等の反社会的勢力」という。）であることが判明したとき。

2 本会は、前項により、交付契約を解除した場合は、遅滞なく中央畜産会に報告するものとする。

(契約の権利義務の承継)

第12条 事業参加者が、事業実施期間の途中で畜産経営を中止又は廃業する場合は、本会の承認を得て別に定める方法により、第17条第1項第3号に係る家畜の互助金の交付対象となる権利義務を同一県内の他の事業参加者に承継できるものとする。

(生産者積立金の単価、納付方法等)

第13条 事業参加者は、本会が別に定める期日までに、家畜の種類及び区分に応じ、各事業参加者の契約対象頭数に別表1に掲げる1頭当たりの生産者積立金単価（契約区分の変更により、追加納付が

必要な場合は、その差額。) を乗じて得た額を生産者積立金として本会に納付しなければならない。

2 本会は、前項に定めるもののほか、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が定める割合（追加負担割合）を乗じて得た額を生産者積立金として事業参加者から納付させることができる。

3 本会は、生産者積立金の納付方法等について、別に定めるものとする。

4 本会は、納付された生産者積立金を公益社団法人中央畜産会会長が別に定める納付方法に従い中央畜産会に納付するものとする。中央畜産会は、要綱第4の4の（7）のアの規定に基づき、生産者積立金をもって家畜防疫互助基金を造成するものとする。

（生産者積立金の相殺の禁止）

第14条 事業参加者は、本会に納付すべき生産者積立金について、この契約以前に事業参加者が本会に納付した生産者積立金を除き、相殺をもって本会に対抗することはできないものとする。

（生産者積立金の返戻）

第15条 生産者積立金は、以下に該当する場合を除き、返戻しないものとする。

（1）要綱第4の4の（7）のウの規定に基づき返戻するとき。

（2）契約区分の変更に係る交付契約締結後、既に納付した生産者積立金の精算が必要なとき。

（家畜防疫互助基金の造成）

第16条 中央畜産会は、本会等が徴収した生産者積立金をもって家畜防疫互助基金を造成する。また、生産者積立金のうち、牛に係るものをもって牛生産者基金を、豚に係るものをもって豚生産者基金を家畜防疫互助基金の中に設け、その運用により生じた果実は当該基金に繰り入れるものとする。

2 中央畜産会は、生産者基金をそれぞれ他の基金と区分して管理するものとする。

3 中央畜産会は、事業参加者に互助金を交付する場合を除き、生産者基金を取り崩してはならないものとする。

4 中央畜産会は、事業実施期間終了後、生産者基金に残額が生じた場合には、当該残額のうち2分の1相当額を上限として理事長が定める金額を理事長が定める期間内に中央畜産会の互助支援基金（家畜防疫互助基金造成等支援事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）第2の1に基づき造成された家畜防疫互助基金の中において、機構からの補助金をもって設けられた基金をいう。）に繰り入れるものとし、繰入れ後の残額を事業参加者に返戻するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

（互助金）

第17条 互助金単価及び交付方法等は、次のとおりとする。

（1）単価の設定

ア 本会は、事業参加者から互助金の交付申請があったときは、家畜の種類及び区分に応じた1頭当たりの互助金の交付単価（別表2に掲げる互助金交付上限単価の範囲内で、別表2の1の経営支援互助金にあつては次に定める算定基準により算定された額であつて愛知県互助金交付認定委

員会が認定したもの。以下「交付単価」という。)を設定するものとする。

算定基準

(ア) 固定経費の補正

a 雇用労賃補正 (①)

$$\text{交付上限単価における雇用労賃} \times \frac{\text{交付対象農場における1頭当たりの雇用労賃}^{*1}}{\text{生産費における1頭当たりの雇用労賃}}$$

※1 交付対象農場における直近の1頭当たりの雇用労賃とし、雇用労賃のデータがない場合、これに代えて、雇用労働時間をもって算定する。

b 地代補正 (②)

$$\text{交付上限単価における地代} \times \frac{\text{交付対象農場における1頭当たりの地代}^{*2}}{\text{生産費における1頭当たりの地代}}$$

※2 交付対象農場における直近の1頭当たりの支払地代とし、路線価等により算定する。

c 減価償却費補正 (③)

$$\text{交付上限単価における減価償却費} \times \frac{\text{交付対象農場における1頭当たりの減価償却費}^{*3}}{\text{生産費における1頭当たりの減価償却費}}$$

※3 交付対象農場における直近の1頭当たりの建物償却費とする。

(イ) 空舎期間の補正 (④)

$$\text{補正係数} = \frac{\text{交付対象農場の家畜導入計画における空舎期間}^{*4}}{\text{交付上限単価における空舎期間}}$$

※4 交付対象農場において、交付対象疾病の発生等に伴い家畜等の移動制限等の措置がとられた日から、経営を再開するための新たな家畜の導入が終了した日までの期間(1ヵ月未満は切り上げ)

(ウ) 互助金交付単価の算定

$$\text{互助金交付単価}^{*5} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{その他固定費}) \times \text{④}$$

※5 互助金交付上限単価を上回った場合は、当該上限単価を互助金交付単価とする。

イ 中央畜産会は、互助金の交付に当たり、互助金交付額認定委員会を開催し、機構からの補助金並びに牛及び豚の互助金の交付に係るそれぞれの牛生産者基金及び豚生産者基金の全額を取り崩してもなお支払うべき互助金の額に不足が生じる場合は、互助金の交付額を削減することができるものとする。

(2) 互助金の交付方法等については、中央畜産会が別に定めた方法によるものとする。

(3) 互助金の種類及び互助金の交付対象となる頭数（以下「交付対象頭数」という。）については、次のアからイまでに掲げるとおりとし、交付額は、交付対象頭数に第1号の交付単価を乗じて得た額とする。ただし、家畜の種類及び区分ごとの交付対象頭数は、第10条第1項の契約対象頭数を超えないものとする。

ア 経営支援互助金

経営支援互助金とは、次の（ア）又は（イ）のうちいずれかに掲げる家畜を飼養していた事業参加者の契約対象農場において、当該事業参加者がその経営を再開する場合に、家畜導入計画等に基づき家畜の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費を支援するものであり、交付対象頭数は、次の（ア）又は（イ）に掲げるところによるものとする。

（ア）牛の経営支援互助金の交付対象頭数は、次の a 又は b に掲げる牛のうちいずれか少ない頭数のものとする。

a 家伝法第16条、第17条又は第17条の2の規定に基づき殺処分された乳用牛及び肉用牛として家畜防疫員等が確認した牛

b a に掲げる牛を飼養していた契約対象農場において、a に掲げる牛に代わり、新たに導入された又は互助金交付認定委員会において認定された導入計画等に基づき、新たに導入されると確実に見込まれる乳用牛及び肉用牛。ただし、強い農業づくり交付金又は国及び機構の補助事業において、繁殖雌牛の導入に係る補助金の交付対象となる牛を除く。

（イ）豚の経営支援互助金の交付対象頭数は、次の a 又は b に掲げる豚のうちいずれか少ない頭数のものとする。

a 家伝法第16条又は第17条の2の規定に基づき殺処分された豚として家畜防疫員等が確認した豚。

b a に掲げる豚を飼養していた契約対象農場において、a に掲げる豚に代わり、新たに導入された又は互助金交付認定委員会において認定された導入計画等に基づき、新たに導入されると確実に見込まれる豚。ただし、強い農業づくり交付金又は国及び機構の補助事業において、導入に係る補助金の交付対象となる豚を除き、繁殖用種豚（雌）の導入については、当該豚及び11頭を上限とした肥育豚の導入とみなすものとする。

イ 焼却・埋却等互助金

焼却・埋却等互助金とは、次の（ア）又は（イ）のうちいずれかに掲げる家畜を飼養していた事業参加者に対して、家畜を焼却、埋却又は化製場において化製処理（以下「焼却等」という。）するために事業参加者が負担した経費を支援するものであり、互助金の交付対象頭数は、次の（ア）又は（イ）に掲げる家畜であって、事業参加者の負担により焼却等されたものとして家畜防疫員等が確認した頭数とする。

（ア）牛

家伝法第16条又は第17条の規定に基づき殺処分された乳用牛又は肉用牛として家畜防疫員等が確認した牛。

（イ）豚

家伝法第16条の規定に基づき殺処分された豚として家畜防疫員等が確認した豚。

第3章 業務に係る事務の委託に関する事項

(業務に係る事務の委託)

第18条 本会は、必要に応じ、理事会の決議を経て、互助事業に係る事務の一部を、本会が指定する者（以下「事務委託先」という。）に、本会が別に定めるところにより、委託することができる。ただし、次に掲げる事務を委託する場合には、農業協同組合、農業協同組合連合会、その他本会が指定する者に委託するものとする。

- (1) 契約に係る書類の受理及び送付
- (2) 生産者積立金及び手数料の徴収及び納付
- (3) 契約対象頭数に係る書類の受理及び送付
- (4) 互助金の交付対象頭数の確認及び申出に係る書類の受理及び送付
- (5) 第15条の規定に基づく生産者積立金の返戻

第4章 雑 則

(互助金の不交付又は返還)

第19条 中央畜産会は、事業参加者が次の各号の一に該当する場合には、当該事業参加者に対し、互助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した互助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第13条に定める期日までに事業参加者が納付すべき生産者積立金の納付がなかったとき。
- (2) 家畜防疫互助金交付契約申込書兼同意書又は第17条に定める交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 家伝法に定める飼養衛生管理基準を遵守していないと認められたとき。
- (4) 家畜伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったとき。
- (5) 故意若しくは重大な過失により法令に違反したとき。
- (6) 次条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り若しくは拒否し、又は故意若しくは重大な過失によって不実の報告をしたとき。
- (7) 事業参加者（この号においては、その代表者又は役員等を含む）が、暴力団等の反社会的勢力であることが判明したとき。

(報告の徴収等)

第20条 本会は、必要があると認めるときは、事業参加者に対し、家畜の飼養状況、販売状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 本会は、機構又は中央畜産会から、その業務の実施について報告を求められた場合は、遅滞なく報告するものとする。

(手数料)

第21条 本会は、業務の運営の事務費に充てるため、実費相当額を限度として、事業参加者に手数料を納付させることができるものとする。

2 手数料の額、納付期日その他の手数料に関する事項は、理事会の議決を経て定めるものとする。

(個人情報の管理)

第22条 本会、事務委託先、中央畜産会及び機構は、業務に関して取得した事業参加者に係る個人情報については、個人情報保護法その他の法令に従い適正に取扱うものとする。

(業務方法書の一部変更)

第23条 行政庁等の指導があった場合、本会理事長は業務方法書の一部変更を行うことができるものとする。

(その他)

第24条 本会は、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項について、細則を定めることができるものとする。

2 本会は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、事業参加者であって、配合飼料を利用し平成26年度に「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知)に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下「契約」という。)の締結をしている者が、引き続き平成27年度において契約を締結していることを確認するものとする。ただし、自給飼料等への転換により、配合飼料価格安定制度の加入を取りやめた場合は、この限りではない。

附 則

1 この業務方法書は、平成24年4月1日から適用する。

2 この業務方法書は、平成25年4月1日から適用する。

3 この業務方法書は、平成27年4月1日から適用する。

(2) 平成26年度に終了した事業については、この業務方法書の改正前の家畜防疫互助事業業務方法書(平成25年4月1日)の第15条第1項第1号の規定は、なお効力を有するものとする。

別表 1

家畜の種類	契約区分	家畜の区分	生産者積立金の単価	
牛	—	1 乳用牛（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。）		
		（1）乳用牛（24か月齢以上のもの）	1頭当たり	235円
		（2）乳用牛（24か月齢未満のもの）	1頭当たり	95円
		2 肉用牛		
		（1）肉専用種繁殖雌牛（24か月齢以上のもの）	1頭当たり	225円
（2）肉専用種繁殖雌牛（24か月齢未満のもの及び肉専用種繁殖雌牛になることが見込まれる子牛を含む。）及び肉専用種肥育牛（肉専用種肥育牛になることが見込まれる子牛を含む。）	1頭当たり	110円		
（3）肉専用種と乳用種の交雑種（以下「交雑種」という。）肥育牛（交雑種肥育牛になることが見込まれる子牛を含む。）	1頭当たり	105円		
（4）乳用種肥育牛（水牛（食用生産に係るものに限る。）を含む。また、乳用種肥育牛になることが見込まれる牛を含む。）	1頭当たり	95円		
豚	家族型	1 繁殖用種豚（雌）	1頭当たり	120円
		2 繁殖用種豚（雄）	1頭当たり	120円
		3 と畜場に出荷される肥育豚	1頭当たり	30円
	企業型	1 繁殖用種豚（雌）	1頭当たり	125円
		2 繁殖用種豚（雄）	1頭当たり	125円
		3 と畜場に出荷される肥育豚	1頭当たり	35円

